

改正案

社団法人 下呂温泉観光協会定款

第3章 役員等

(役員報酬)

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(名誉会長)

第18条 本会に、名誉会長を1名置くことができる。

- 2 名誉会長は、観光界の発展に顕著な功績のあった者のうちから総会の議決を得て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、会長の諮問に応じ意見を述べまたは会議に出席して意見を述べることができる。

(顧問)

第19条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べまたは会議に出席して意見を述べることができる。

第20条以下 条項を繰り上げとする。

改正前

社団法人 下呂温泉観光協会定款

第3章 役員等

(役員報酬)

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(顧問)

第18条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べまたは会議に出席して意見を述べることができる。